

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

【問い合わせ】健康推進課 TEL0967 (67) 2704



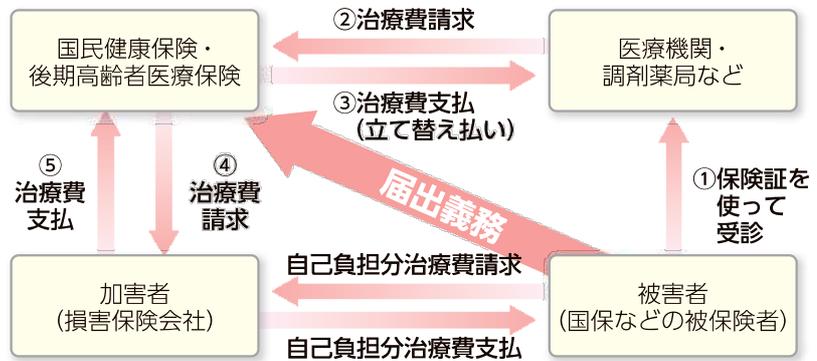
交通事故などで怪我をして国民健康保険・後期高齢者医療保険を使って治療を受けた場合は必ず窓口へ届出を！

## 第三者行為による損害賠償請求のしくみ

第三者行為による怪我や病気の治療についても、国民健康保険・後期高齢者医療保険を使うことができます。

その場合、本来は相手方（第三者）が負担すべき治療費を、国保などで一時的に立て替え、後日その治療費を第三者に請求します。

被害者は、国保などを使って治療を受けた時は、必ず役場の窓口にて「第三者行為による被害（傷病）届」を提出しなければいけません。



## 第三者行為には何があるの？



## 届出に必要なものは？

- ① 第三者行為による被害届
  - ② 交通事故証明書 (交通事故の場合)  
※自動車安全運転センターで発行しています。  
※物件事故扱いになっている場合は、⑥人身事故証明書入手不能理由書が別途必要になります。
  - ③ 事故発生状況報告書
  - ④ 念書 (被保険者 (被害者) が記入)
  - ⑤ 誓約書 (相手方 (加害者) が記入)
  - ⑥ 人身事故証明書入手不能理由書
  - ⑦ 認印
- ※①、③、④、⑤、⑥の様式は健康推進課窓口・村ホームページからダウンロードできます。



村HP

## 治療費を誰に請求するの？

加害者の車の任意保険や自賠責保険、施設賠償保険などに請求します。加害者が保険に未加入であれば、加害者本人に請求します。

# 12月1日は「世界エイズデー」 無料・匿名でHIV (エイズ) 検査が受けられます



阿蘇保健所では世界エイズデーに合わせて、HIV (エイズ) 検査を拡充して実施します。

エイズはHIVに感染して起こる病気です。感染していても早期に発見し治療を始めることで、発病を予防することができます。大切な人に感染を広げないためにも、この機会に検査を受けてみませんか。

### ■通常の検査日時

- ・第1火曜日 午前9時～11時
- ・第2火曜日 午前9時～11時
- ・第3火曜日 午後1時30分～3時30分
- ・第4火曜日 午後5時～6時

### ■拡充する検査日時

- ・12月1日 (月) 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分
- ・12月2日 (火) 午後4時～6時
- ・12月3日 (水) 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

※事前に予約が必要です。結果 (HIV検査のみ) は採血後、約1時間でお知らせできます。

【問い合わせ】阿蘇保健所 保健予防課 TEL0967 (24) 9036